

虐待防止のための指針

児童発達支援・放課後等デイサービス
デイジー
2022年5月1日

虐待防止のための指針

1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

児童発達支援・放課後等デイサービスデイジー(以下事業所という)では、

障害者に対する虐待において、虐待が禁止されています。

この法律は障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者の対する虐待を防止することが極めて重要である。障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立支援の為の措置、養護者の負担の軽減を図る等、養護者による障害者虐待の防止に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

私たちは、児童虐待防止に関する法律の理念に基づき、利用者に対して、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等共生社会の実現及び権利擁護の考え方を共有することを前提に、職員一人一人が虐待防止等に取り組むことを基本指針とします。

2. 虐待防止に向けた組織体制

(1) 虐待防止・身体拘束適性化委員会の設置

当事業所では、虐待防止にむけて、虐待防止・身体拘束適性化委員会を設置します。

① 設置目的

- ・虐待防止のための指針の整備
- ・虐待防止のための職員研修の計画、実施
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制設備
- ・虐待防止に関する職員全体への指導
- ・虐待等発生後の検証と再発防止策の検討

② 虐待防止・身体拘束適性化委員会の開催

- ・年1回以上
- ・必要時は随時開催
- ・緊急な事態は職員より上長に報告の上、関係職員を招集し臨時会議を開催します。委員会に参加できない職員等が想定される場合は、意見を聞くなどの対応により、検討します。

(2) 虐待防止のための職員研修

当事業所では、職員に対し虐待等防止の研修を実施し、記録を作成します。

(3) やむを得ず身体拘束を行う場合の報告等の方法

「身体拘束等の適正化のための指針」参照

(4) 虐待発生時の対応・報告等の方法

「虐待防止マニュアル」参照

3 指針の閲覧について

この指針はホームページに公表し、利用者及び家族が自由に閲覧できるようにします。

附則 2022年5月1日施行